

落札後の手続き（動産）

<手続きの流れ> 1. 大衡村へ電話連絡 2. 大衡村へ買受代金を納付 3. 大衡村へ必要書類を提出 4. 公売財産の引渡し 5. 代理人が落札後の手続きを行う場合

□重要事項

1. 大衡村連絡先へお電話をください

入札終了後に大衡村が最高価申込者（落札者）となった方に電子メールにて、落札した公売物件の売却区分番号、整理番号、大衡村の所在および連絡先などをお知らせします。メール確認後できるだけ早く、大衡村連絡先へ電話にて連絡をし、買受代金の納付方法など今後の手続きについて説明を受けてください。

※ この電子メールは入札終了日に送信します。

入札した Yahoo! JAPAN ID でログインした公売物件詳細画面に「落札しました」と表示されているにもかかわらず、電子メールが届かない場合には、同じ画面で落札後の連絡先を確認し、ご連絡ください。

2. 買受代金の納付

(1) 納付していただく金額

買受代金	買受代金＝落札価額－公売保証金額 ※買受代金は一括で納付してください。
納付期限	買受代金納付期限までに、大衡村が納付を確認することが必要です。 買受代金納付期限は、大衡村から送信するメールまたは公売物件詳細画面でご確認ください。
その他の費用	公売物件の配送料、必要書類の郵送料、振り込み手数料、その他所有権移転などに伴う費用は落札者の負担となります。

(2) 買受代金の納付方法

銀行振込	振込先口座は大衡村から送信する電子メールでご案内します。 (振込手数料は買受人の負担となります)
現金書留	買受代金が 50 万以下の場合に限ります。 (郵送料などは買受人の負担となります)
郵便為替	郵便為替により買受代金を納付する場合、郵便為替証書は、発行日から起算して 175 日を経過していないものに限ります。
直接持参	受付時間は、午前 9 時から午後 5 時まで。(土・日・祝日・年末年始を除きます) 銀行振出の小切手は、仙台手形交換所管内のもので、かつ振出日から起算して 8 日を経過していないものに限ります。

(3) 公売保証金の取り扱い

買受代金納付期限までに大衡村が買受代金全額の納付が確認できない場合、その財産を買い受けることが出来なくなり、事前に納付された公売保証金は没収し、返還しません。

3. 必要書類の提出

次の書類を、買受代金納付期限までに大衡村へ提出してください。

書類の提出については、書留郵便などによる郵送または直接大衡村へ持参してください。

- (1) 大衡村が買受人へ送信した電子メールを印刷したもの
- (2) 保管依頼書（買受代金納付時に公売財産の引渡しを受けない場合）
- (3) 送付依頼書（送付による公売財産の引渡しを希望する場合）

※ (2)、(3)ともに印刷（インターネット上からダウンロード）し、「記載例」にしたがって住所、氏名などを記入し、捺印してください。

なお、買受人本人が大衡村へ来庁する場合は、次の書類をお持ちください。

- (1) 買受人が個人の場合は、運転免許証などの写真付き本人確認書
- (2) 買受人が法人の場合は、法人の商業登記簿抄本

（書類の送付先） 郵便番号 981-3692 宮城県黒川郡大衡村大衡字平林 62 大衡村税務課

・必要な書類の一部は大衡村ホームページからダウンロードできます。

4. 公売財産の引渡し

- (1) 大衡村の案内にしたがい、公売財産の引渡しを受けてください。
- (2) 売却決定後、大衡村が買受代金の納付を確認した後に引渡しを受けることが可能となります。
- (3) 買受代金納付時に公売財産の引渡しを受けない場合、「保管依頼書」を提出してください。

なお、保管費用が必要な場合は買受人の負担となります。

- (4) 送付による公売財産の引渡しを希望される場合、「送付依頼書」を提出してください。

なお、送付費用は買受人の負担となります。また、極端に重い財産、大きな財産、壊れやすい財産は送付による引渡しが出来ない場合があります。あらかじめ公売物件詳細画面をご確認ください。

- (5) 引渡し場所は、原則として大衡村税務課の事務室内となります。
- (6) 詳細は、落札後にいただく電話などで説明します。

5. 代理人が落札後の手続きを行う場合

買受人ご本人（落札者が法人の場合はその代表者）が買受代金の支払いまたは公売物件の引き取りを行えない場合、代理人が買受代金の支払いまたは公売物件の引き取りを行えます。その場合、次の書類を提出してください。

- (1) 委任状
- (2) 買受人本人の印鑑証明書
- (3) 大衡村が買受人へ送信した電子メールを印刷したもの

なお、代理人が大衡村に来庁する場合は、運転免許証、住民基本台帳カードなど、ご本人の写真が添付されている書面をお持ちください。免許証などをお持ちでない方は、住民票などの住所を証する書面およびパスポートなどの写真付き本人確認書をお持ちください。

落札者が法人で、法人の従業員の方が支払いまたは引き取りを行う場合もその従業員が代理人となり、委任状などが必要となります。

・「委任状」は大衡村ホームページからダウンロードできます。

重要事項

落札後の権利移転手続きにおける重要な事項です。必ずご確認ください。

危険負担	買受代金を納付した時点で、危険負担は落札者に移転します。したがって、その後に発生した財産の毀損、盗難および焼失などによる損害の負担は、落札者が負うこととなります。
瑕疵（かし）担保責任	大衡村は公売物件について瑕疵担保責任を負いません。
引き渡し条件	公売物件は、落札者が買受代金を納付した時点の状況（現況有姿）で引き渡します。
執行機関の引き渡し義務	・ 「売却決定通知書」を保管人に提示して引き渡しを受ける場合 大衡村は「売却決定通知書」を落札者に交付する方法により公売物件の引き渡しを行います。落札者は「売却決定通知書」を保管人に提示して公売物件の引き渡しを受けてください。当該保管人が現実の引き渡しを拒否しても大衡村は現実の引き渡しを行う義務を負いません。
返品、交換	落札された物件はいかなる理由があっても返品、交換できません。
保管費用	買受代金納付期限日に公売物件を引き取らない場合、保管費用がかかることがあります。
落札者（最高価申込者）決定後、公売保証金が返還される場合	・ 買受代金が納付されるまでに公売物件にかかる差押徴収金の完納の事実が証明された場合、物件を買い受けることができません。この場合、納付された公売保証金は全額返還されます。 ・ 買受代金の納付前に、滞納者などから不服申立てなどがあった場合、公売の手続きは停止します。手続きの停止中は、落札者は買受を辞退できます。辞退した場合、納付された公売保証金は全額返還されます。 ※公売保証金の返還には、4週間程度かかることがあります。

落札後の注意事項に関するお問い合わせ	
お問い合わせ先	大衡村税務課
メールアドレス	zeimu@village.ohira.miyagi.jp
電話番号	022-341-8513（内線：1165）
電話受付時間	平日 9時から 17時